厚生労働大臣が定める掲示事項

1　入院基本料

精神科急性期治療病棟入院料1

精神科病棟　15対1　入院基本料　看護配置加算　看護補助加算1

精神科地域移行実施加算　精神科救急搬送患者地域連携受入加算

入院ベースアップ評価料22

2　(1) 入院患者に対するスタッフは下記のとおりです

入院患者さん150名に対し　52名の看護職員

入院患者さん 6名に対し　1名の看護補助職員

(2) 2024年3月末現在の入院患者数(2024年3月平均)

及びスタッフは下記のとおりです

・1日平均入院患者数		133 名
・病棟スタッフ	看護師	52 名
	准看護師	17 名
	看護補助者	5 名

3　当院では患者さんの負担による「付き添い看護」は認めていません

4　当院の九州厚生局長への施設基準の届出は下記のとおりです

・入院時食事療養(Ⅰ)　食堂加算

管理栄養士によって管理された食事を適時

(夕食　6時配膳)　適温にて提供しています。

・精神科作業療法

・精神科デイケア(大規模)

・精神科ナイトケア

・精神科デイナイトケア

・精神科ショートケア(大規模)

・外来・在宅ベースアップ評価料(Ⅰ)

・在宅療養支援病院3

・在宅時医学総合管理料及び施設入居時等の医学総合管理料

・薬剤管理指導

5　当院では、保険診療事項以外で患者さん個人の希望や状態に応じて必要な諸サービスに係る費用は利用者の方の個人負担となります

あらかじめご了承下さい

尚、この「保険外負担」の料金に関しては別紙のとおり定めています